

委託番号	7 7 1 7
契約形態	業務委託

仕 様 書

1 件 名 I T V 装置保守点検業務委託（中央公民館）

2 履行期間 令和 7 年（2 0 2 5 年）4 月 1 日から
令和 8 年（2 0 2 6 年）3 月 3 1 日まで

3 履行場所 草加市住吉二丁目 9 番 1 号
草加市立中央公民館

4 支払方法 業務完了払（年 1 回払）

5 委託内容

(1) 対象設備

- ① モニターテレビ 9 台
- ② カメラ信号分配器
- ③ I T V カメラ 5 台

(2) 点検回数 年 1 回

(3) 点検項目

- ① モニターテレビ
 - ア 垂直、水平同調点検調整
 - イ 輝度点検調整
 - ウ コントラスト点検調整
- ② カメラ信号分配器
 - ア 切替動作点検調整
- ③ I T V カメラ
 - ア レンズのズーム、フォーカスの動作点検調整
 - イ 位置点検調整
- ④ 各機器電源スイッチ及びフェーズの点検

(4) 保 守

設備に異常が生じた場合には、速やかに技術員を派遣するものとする。

(5) 報 告

作業終了後、速やかに書面を持ってする。

(6) 負担区分について

- ① 発注者において負担すべきもの
 - 保守点検に係る光熱水費
- ② 受注者において負担すべきもの
 - 保守点検及び注油、清掃等に必要な消耗品及び油脂類

(7) 保守点検時期

保守点検時期の具体的日時等は、別途協議する。

6 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。
- (7) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

7 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先、同等品以上の代替物の協議に関すること
草加市立中央公民館 担当 隅田
電話048（922）5344（直通）